

令和 6 年度第 1 回羽村市文化財保護審議会 会議録	
日 時	令和 6 年 6 月 1 日（土） 午後 3 時 00～午後 4 時 30 分
会 場	羽村市郷土博物館 学習室
出席者	白井 裕泰 会長、島田 秀男 副会長、和田 哲 委員、坂上 洋之 委員、 坂詰 智美 委員、金子 淳 委員、鈴木 秀和 委員
欠席者	なし
議 題	I 委嘱状交付 ※儘田教育長（委嘱状交付、あいさつ、委員等の紹介後退席） II 審 議 会 1 あいさつ 2 委員・事務局職員紹介 3 議題等 （1）会長・副会長の選任について （2）令和 5 年度第 4 回会議録要旨の確認について （3）羽村市文化財保護審議会の会議運営について【資料 1】 （4）令和 6 年度文化財説明板の作成・設置について【資料 2】 （5）令和 6 年度羽村市文化財保護審議会視察について 4 報告事項 （1）令和 6 年度羽村市文化財保護事業について【資料 3】 5 その他 （1）次回日程、並びに会場について 令和 6 年 月 日（ ） 午後 時～ 会場 郷土博物館
傍聴者	なし
配布資料	令和 6 年度 第 1 回羽村市文化財保護審議会 次第 【資料 1】羽村市文化財保護審議会会議運営マニュアル 【資料 2】文化財説明板「宝篋印塔、稻荷神社本殿」資料 【資料 3】令和 6 年度羽村市文化財保護事業
会議の内容	審議会 1 あいさつ 2 委員・事務局職員紹介 （事務局）会長が選出されるまでの間、事務局で進める。 3 議題等 会長・副会長の選出について （事務局）羽村市文化財保護条例第 43 条に審議会に会長・副会長を置くと

	あり、会長および副会長は委員が互選するとあるがいかがするか。 (委員) 白井会長、島田副会長再選でどうか。 (委員) 異議なし。 (事務局) それでは今任期中は、会長については白井委員、副会長については島田委員にお願いします。 (会長) <あいさつ> (副会長) <あいさつ> (事務局) それでは、この後は白井会長に進行していただく。 (2) 令和 5 年度第 4 回会議録要旨の確認について (事務局) 令和 5 年度第 4 回羽村市文化財保護審議会会議録については事前に送付したとおりで、訂正等があれば御指摘いただきたい。 (会長) 令和 5 年度第 4 回会議録要旨について訂正、御意見等あるか。 (委員) 5 ページの 8 行目、「缶バッチ」については「缶バッジ」ではないか。 (会長) そのほか無いか。 (会長) 無いようなので、「缶バッチ」を「缶バッジ」に修正し、令和 5 年度第 4 回については会議録を承認する。 (3) 羽村市文化財保護審議会の会議運営について (会長) 事務局からの説明をお願いします。 (事務局) <【資料 1】を用いて説明> (会長) 何か質問等あるか。 (委員) 特になし。 (会長) 無ければ次の議題に移る。 (4) 令和 6 年度文化財説明板の作成・設置について (会長) 事務局からの説明をお願いします。 (事務局) <【資料 2】を用いて説明> 前回「堂坂」「懐古の井戸」を提案していたが、緊急性や優先度を見直した結果「宝篋印塔」「稻荷神社本殿」を選定した。「宝篋印塔」については、写真のとおり大きな傷がついており説明板の文章が読めない状態になっていた。昨年度中に応急処置として、説明板と同じ体裁の紙をラミネート加工しこの上に貼っている。そのため、現在文章を読むことは出来るようになっているが、紙にラミネート加工したものであるため、耐久性が低いことから選定した。「稻荷神社本殿」については、古い形式の説明板のため縦書きで英文が無い。近年外国人観光客も多いため、今回見直しの対象とした。 <「宝篋印塔」「稻荷神社本殿」資料読み上げ>
--	---

	以上、御審議をお願いする。 （会長）次回本格的に議論する前提で、今回はその下準備として委員の皆さんから色々御意見をいただきたい。 （会長）まず「宝篋印塔」から議論する。何か質問等あるか。 （委員）1行目、南北朝時代等の説明はわかるが、そもそも「宝篋印塔」とはどのようなものか説明が無いので、どこかに説明を入れて欲しい。 （会長）字数等に問題は無いか。 （事務局）問題は無い。 （委員）1行目の南北朝時代について、下段の英文には西暦が入っているが、本文には西暦が入っていないので、本文にも入れた方が良いでしょう。 （会長）2行目、南北朝時代の年号である「至徳」の銘があるので、「南北朝時代のものと推定され、」ではなく確定できるため、文言を整理した上で推定は削除した方が良いでしょう。 （委員）4行目、正面には「次」に示す文字とあるが、図の位置を考慮すると「右」に示すではないか。 （会長）この図にある銘については、二層目のどの面に刻まれているのか。中央にラインが入っているのは面が違ふということか。 （事務局）二面に刻まれているためである。 （会長）もう少し書き方を工夫できないか。また、文字を小さくし、本文を充実させた方が良いでしょうのではないか。 （委員）3行目、年号の表記の仕方については、先般表記ルールを見直したとおり「1387（至徳4年）」に改める。 （会長）「宝篋印塔」の立面図などは無いか。立面図などが入れればわかりやすいが、無ければ良い。 （委員）拓本は無かったか。 （会長）拓本では無くても、活字で記載されていれば良い。 （会長）3行目、基礎部分とは言わず基壇ではないか。また、立面図を入れるより拓本を入れる方がわかりやすいかもしれない。拓本を図として入れ、活字の方を本文に入れるのはどうか。 （委員）拓本があったとしても、擦り切れて読めないかもしれないのでは。 （会長）過去に取った拓本の中に、読みやすい拓本があれば使えないか。拓本を見て決定する。 （会長）「宝篋印塔」とはどのようなものかという説明の所に入るのかもしれないが、最低でも部位（基壇などの名称）を入れた「宝篋印塔」の構成、寸法（幅、高さ）の情報を入りたい。 （委員）南北朝時代の特徴として、年号が二つある。「至徳」は北朝の系統
--	---

	である。北朝系の年号なのか、南朝系の年号なのか記載した方が良いのではないか。どちらの系統であるかということも重要である。 （会長）記載する場合、どのような書き方になるか。 （委員）括弧の中に括弧が入る形になるのかもしれない。この時代の特徴であるため必要な情報といえる。「北朝の」と入れるだけでも、南北朝時代を意識し羽村にある理由を考えるきっかけにもなる。 （会長）文言を工夫して入れることとしたい。 （会長）6行目、伊豆石については総称であり、古くから使われている小松石のことではないか。 （事務局）伊豆石については、固い安山岩系、柔らかい凝灰岩系と色々種類があり、地域によって呼び方も違う。 （会長）伊豆石だと漠然としているので、詳しく調べて欲しい。 （委員）伊豆石については、江戸城の築城に使われた。羽村にあるのはその時使われたものなのか。 （会長）「宝篋印塔」については、南北朝時代のものなので時代がちがう。 （委員）伊豆石は古くから使われている。石がどこから来たかのかどうわかるのか。 （委員）昔は石材の種類によって、だいたい産地が決まっていたので判別出来る。 （委員）6行目、「使用している石は、」の部分を「石材は、」に言い換えた方が字数も少なくなる。 （会長）4行目、「正面には次に示す文字が刻まれています。」から、5行目「このように基礎部分が」へ改行する必要はあるか。 （会長）文章の構成としては、まず「宝篋印塔」そのものの説明（形状、寸法、材質など）を初めにもってきた方が良い。それから「宝篋印塔」とはどういうものであるという説明が続き、年代、そして関東型宝篋印塔の特徴へとつながる形が良いのではないか。説明の順番については、事務局でも検討して欲しい。 （会長）他に意見等はないか。 （委員）特になし。 （会長）次に「稻荷神社本殿」について議論する。 （会長）1行目、「創建年月は不詳ですが、」については、これは神社の創建年月のことか。神社本殿の創建はわかっているので、「稻荷神社の」と入れた方が良い。また、創建年月ではなく創建年代の方が良い。 （委員）1行目、『新編武蔵風土起稿』については、「起稿」ではなく「記稿」である。
--	--

	(事務局) 誤植である。 (会長) 『新編武蔵風土記稿』に「稲荷社」と記述されているとあるが、どのようなことが書かれているのか。すぐわからなければ、次回報告をお願いします。 (委員) 2行目、稲荷神社の御祭神は「宇迦之御魂之神」、「建速素戔男尊」、「玉祖命」で良いか。 (会長) 明治になってからの祭神なのだろう。推測だが、江戸時代までは「稲荷大明神」を祀っていたのではないかと。経緯を調べて欲しい。 (会長) 3行目、「明治三十九年」「平成二年」については、表記ルールに従い、西暦が前で和暦が後ろとなる。 (会長) 次回参考資料として、羽村市教育委員会発行「稲荷神社本殿調査報告書」の本殿図面を用意しておい欲しい。 (委員) 5行目、宮大工小林播磨(藤馬)が神輿も作っていると記載されているが、そのほか市内で何か作っているか。 (会長) 一峰院の山門、松本神社本殿、水神社、阿蘇神社の神輿など市内各所のものを作っている。羽村に関係の深い人物である。 (委員) そのことを記載した方がわかりやすい。具体的な場所を列挙した方が市内を散策する人が増えるのでは。 (会長) 他の説明板で、そのような記載のものがあつた気がする。 (会長) 文言を工夫して入れることとしたい。 (会長) 宮大工小林播磨(藤馬)等となっているが、等は不要ではないか。棟梁はひとり、他の名前の大工が入っていたとしても小林播磨(藤馬)の名前だけ入っていれば良いのではないかと。 (委員) 3点ほど質問等がある。①1行目、東ヶ谷戸(ひがしがいと)について、ふりがなはこれで良いか。②3行目、「禅林寺の西南にあつた」について、西南にあつたという根拠はあるか。③6行目、「神輿も同人等の作です。」について、本殿の説明板であるため、神輿のことまで書かなくても良いのではないかと。以上の質問については、調べた上で次回報告してもらえれば良い。 (会長) 稲荷神社の神輿は小林播磨(藤馬)の作なのか、よく調べて欲しい。 (委員) 稲荷神社を明治三十九年に移した際の申請書類の中に地図がある。禅林寺のこの辺にあつた神社を移すという内容のもので、うろ覚えだが稲荷神社が禅林寺の西南ではなかった記憶がある。その時の文書資料を見て、改めて位置を確認して欲しい。 (委員) 文章の時間軸が前後しているため、わかりづらいのではないかと。最初の1、2行目は江戸時代後期と書いてあるので、江戸時代以前から神社が
--	--

	あったことがわかり、3行目から明治三十九年に本殿を移し、平成二年に拝殿覆殿を大改修した説明となり、時間軸が変わる。そして、4行目に本殿は江戸時代後期の典型的な建築であると時間軸が戻り、5行目からさらに弘化、嘉永と具体的な年号が出てくるという流れになっている。 そもそも稲荷神社はこういう祭神がいて、その次に本殿がいつできて、どんな特徴があるかという流れの方が良い。そのため、いつ誰が作ったもので、どんな特徴があるかという説明を先にして、その後にこんな風に改築しましたと続く方がわかりやすいのではないかと。 (会長) 明治三十九年に移転したのは稲荷神社全体なのか。本殿だけなのか。 (会長) 稲荷神社全体を明治三十九年に移転したのであれば、1行目から稲荷神社そのものの内容なので、3行目で改行せず2行目につなぐ。最後の平成二年の拝殿覆殿の部分は削除して良いのでは。 (委員) 明治三十九年以前の稲荷神社がどういう形だったのかは記憶が無い。経緯はわからないが、もともと禅林寺にあった時は祠だけで、現在地に移した段階で拝殿や覆殿を作ったのかもしれない。 (会長) それらの経緯は報告書に書いてあると思うので、報告書を見て検討することとする。 (会長) 4行目、「本殿の形は一間社流造で、」については、「本殿は一間社流造で、」の方がわかりやすい。そして、「江戸時代後期社寺建築様式の典型的な建築です。」の部分については、評価に関することであるため一番最後が良い。また、6行目、「竣工したものと推定されます。」については、記録も残っているので、「竣工したものです。」という断定した形の方が良い。 (会長)。他に意見等は無いかと。 (委員) 東ヶ谷戸（ひがしがいと）の読み方はこれで良いのか。 (委員) 東ヶ谷戸（ひがしがやと）が本来の言い方だろうが、「やと」と言いつらいので方言というか地元の方はそう言っている。確認する意味も含め発言した。 (会長) どう表記すれば良いか。 (委員) 地元の読み方も併記している説明板を見かける時がある。 (委員) これまでどおり地元の言い方である東ヶ谷戸（ひがしがいと）の方が良い。 (会長) 実際にそのような言い方をするか含め、調べておいて欲しい。 (会長) それでは、本日の議論はここまでとする (5) 令和6年度羽村市文化財保護審議会視察について (会長) 事務局からの説明をお願いします。 (事務局) 昨年度と同様に市内文化財の視察又は近隣自治体も含めた視察
--	--

	を検討している。具体的な場所はまだ検討中のため、何か要望等はあるか。 (会長) 稲荷神社本殿の説明板を検討しているので、市内の神社(稲荷神社、阿蘇神社、松本神社、玉川神社、五ノ神社、神明神社など)を視察するのはどうか。 (事務局) 全ては視察できないので、まずは稲荷神社の宮司に打診してみる。 (会長) その他意見等あるか (会長) 無ければ、市内神社視察の方向で検討する。 4 報告事項 (1) 令和6年度羽村市文化財保護事について【資料3】 (会長) 事務局からの説明をお願いします。 (事務局) <【資料3】を用いて説明> 前回会議では予算の議決前であったため、案の形で説明したが、予算が確定したものについて報告する。 (会長) 何か質問等あるか。 (委員) 特になし。 5 その他 (1) 次回日程、並びに会場について (事務局) 例年7月の土曜日に開催している。8月前半も含め次回の日程を決定したい。 (会長) 委員の都合等を勘案すると8月3日(土)15時から、郷土博物館において開催とする。 (会長) 以上で本日の審議会は終了とする。
--	--